別記様式(第4条関係)

（表面）

|  |
| --- |
| 写真  第　　　号  下水道使用料等徴収職員証  所属  氏名  　上記の者は、宇美町下水道使用料等の徴収事務等に関する規則第３条に規定する下水道使用料等の徴収及び滞納処分に従事する職員であることを証する。  　　　　　　　　年　　月　　日交付  宇美町長　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

（裏面）

|  |
| --- |
| １　本証は、宇美町下水道使用料等の徴収事務等に関する規則に定める債権の徴収並びに滞納処分に関する調査、捜索及び財産差押事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。  ２　本証は、関係人から請求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。  ３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  ４　本証は、新たな証の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちに返さなければならない。 |